

別記様式第3号（第8条関係）

誓約書兼同意書

私は、新しい働き方環境整備費補助金の交付の申請にあたり、次の事項について誓約し、又は同意します。

- 1 補助金の交付に係る事業者等が、次の各号のいずれにも該当すること。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者でないこと。
 - (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。
 - (3) 法人にあつては暴力団（佐野市暴力団排除条例（平成23年条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）でないこと、個人事業者にあつては暴力団員等（佐野市暴力団排除第2条第5項に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
 - (4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。
 - (5) 市税に滞納がないこと。
 - (6) 前各号のほか、公序良俗に反すると認められる事業を行う者でないこと。
- 2 補助金の交付に係る事業所等が、次の各号のいずれにも該当すること。
 - (1) 令和2年4月16日以降に環境整備される事業所等であること。
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないこと。
 - (3) この告示による補助金の交付を受けて環境整備をした事業所等を2年以上開設すること。
 - (4) 事業所等の情報を市のホームページその他の方法により公開すること。
 - (5) 事業所等に勤務する者のテレワーク等の実施状況等及び事業所等の事業活動の状況等を定期的に情報発信し、又はそれらの情報を市に提供できること。
- 3 補助金の交付の条件に適するかどうかの審査のため、佐野市長が市税の納付状況の閲覧その他の必要な調査を行うこと。
- 4 補助金の交付を受けた後に、佐野市から補助金の全部又は一部の返還を求められたときは、その補助金を返還すること。

年 月 日

佐野市長 様

誓約者・同意者 氏名又は名称

代表者氏名

印